

## 平成24年度第11回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成24年9月3日（月）午後3時30分～午後4時29分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長
審議事項	1 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の制定について <健康福祉部> 2 伊勢市における市民プールの考え方について <産業観光部>

### 1 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の制定について <健康福祉部>

#### 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、指定地域密着型サービス等の人員や設備等の基準について、市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることとなったため、本市の条例制定の考え方について、審議を行なった。

#### <主な内容>

#### ◆伊勢市が設ける独自規準

##### ①非常災害対策における地域との連携

事業者は、非常災害に関する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨を規定。

##### 【対象となる地域密着型サービス】

- ・地域密着型特定施設入居者生活保護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

##### ②記録の整備

サービスの提供に関する記録の保存期間を2年間から5年間に延長。

#### 結論

提案どおりの独自基準を設けることと決定した。

#### 主な意見・補足等

- ・条例に委任するための基準には「従うべき基準」「標準とする基準」「参酌すべき基準」の3つの基準に区分される。

- ・「参酌すべき基準」の中から、2つ以外の項目を盛り込まない理由は？
  - ⇒現行の省令を基準に考えている。現状においては、省令に基づいて実施しており、運営形態を変えるほどの課題がない。都市部における緩和施策に係る内容が多い。また、基準の中には、過大な事業者への負担を求めるなどの内容もある。
- ・他市の状況は？
  - ⇒同程度である。

資料 付議事項書

## 2 伊勢市における市民プールの考え方について <産業観光部>

### 概要

平成24年3月議会において、「本市における市民プールの位置付け、考え方が、現段階では明確ではない」との附帯決議がなされた。このことから、庁内に検討会議を設置して「本市における市民プールの位置付け、考え方」について議論し、現時点での市の考え方として中間報告を取りまとめ、その内容について、平成24年8月9日及び8月16日に開催された経営戦略会議に引き続き、再度、審議を行なった。

### <主な内容>

#### 1 市民プールに関する見解

『設置目的に関わらず、市民の皆様が様々なニーズに応じて活用するものがあり、今後もそのニーズの多様性には変化はない』と考える。

#### 2 市民プールに関する検討課題

- ①市民の健康づくりの視点、②障がい者福祉の視点、③子育て支援の視点、④経済的弱者対策の視点、⑤災害対策の視点 ⑥学校プール等、教育財産の有効活用の視点、⑦スポーツ振興・社会体育という視点
- ⑧政策・財政面の視点 ⑨行財政改革の視点

#### 3 今後の方向性

多種多様な市民ニーズに対応するため、以下の、①、②を引き続き検討

- ①様々な代替措置を複合的に実施（学校プールの開放・民間プールの利用補助等）
- ②伊勢市やすらぎ公園プールの設置を継続

### 結論

上記3「今後の方向性」を中間報告とすることと決定した。

### 主な意見・補足等

・学校プールは、レジャープールとして活用するのは、プールサイドの広さ、駐車場などの視点から、難しいと考える。

### 資料

付議事項書